

轉帳セシト云フコト能ハズ租税ノ轉帳ハ租税ノ結果トハ同一物ニアラズ此ノ金剛石購求者ニ關シテ眞實ナル事項ハ生産ノ目的以外ニ消費スル者ニ對シテモ亦常ニ眞實タリ故ニ租税ガ無限ニ分配セラル、コトハアリ得ベカラザルナリ
生産者トシテ相當ノ租額ヲ消費者ニ轉帳シ得ル條件ハ其ノ物ヲ以テ他物ヲ生産スル爲メニ購買又ハ消費シタルトキニ限り發生ス而シテ發生シ得ル條件ハ常ニ必ズシモ現實ノ事實ニアラズ或ル生産者ノミガ——是サヘモ一定ノ事情ノ下ニ於テノミ——租税ヲ轉帳シ得ル如ク消費者此ノ點ニ於テハ生産者トシテ見ルコトヲ要ス)ノ二三ノミガ租税ヲ他ニ轉帳シ得然レドモソレ只ダ租税ノ一部分ノミ故ニ租税ガ一般ニ分配セラルトノ說ハ租税ガ總テ全社會ヲ通ジテ均一ニ分布セラル、コトヲ主張スルト又ハ終ニ租税ハ或ル一階級ノ負擔ニ歸スルコト免ルベカラズト主張スルトヲ問ハズ不通ノ說タリ

第八章 結論

余輩ハ此處ニ研究ヲ終結シ租税轉嫁ノ理論ガ租税制度ノ制定ニ從事スル政治家ニ何物カ寄與スル所アルヤ否ヤヲ見ントス吾人ノ研究ハ實際上ニ如何ナル結果ヲ呈スルヤ實行スベキ租税制度ヲ制定スルニ當リ轉嫁論ハ如何ニ重要視セラル、カ

吾人ハ先ヅ轉嫁論ニ樂觀主義ヲ容ル、ノ餘地ナキヲ見タリ立法者ガ久シク行ハレタル租税ハ總テ善良ナル租税ト成ルノ理由ニ依リテ租税制度ノ改革ニ耳ヲ掩フハ正當ニアラズ租税ハ賦課方法ノ如何ニ拘ハラズ結局ハ全社會ノ負擔ニ歸スベシトノ前定ニ基キ新財源ハ其ノ種類ヲ問ハズ盡ク喜ンデ之ヲ採ルガ如キコトヲ敢テスベキニアラズ租税ハ總テ各人ノ負擔ニ歸ス從テ正當ナリトノ原理ハ租税ハ總テ生産費ノ一部ヲ成スモノナリト前提スルモノナルガ故ニ正當ニアラサルノミナラズ進ンデ生産者ト消費者トノ關係ノ存在セザル人若シクハ財産又ハ收入ニ課スル租税ノ存スルガ故ニ眞理ナラズ假ヒ租税ハ盡ク生産費ノ一部ヲ成スモノナリトスルモ租税ノ公正ナルヤ否ヤヲ見ル唯一ノ標準タル租税力ニ比例シテ消費者ニ轉帳スルモノト云フコト能ハズ若シ總テノ租税ガ眞實各人ノ負擔

ニ歸スルモノナラバ租税ハ各人ノ出費ニ比例スベシ而モ此ノ出費ハ課税ノ基礎トシテハ最モ不公平ノモノタリ然レバ轉嫁論ニ關スル樂觀說ハ第一一般分布說ハ事實ニアラザルコト第二假リニ之ヲ實現ストスルモ不公正ノ原因ヲ成スコトニヨリテ排斥セラルベキモノナリトス然レバ立法者ハ其ノ最モ平易ナル方法ニ依頼シテ其ノ本然ノ義務ヲ免ルルコト能ハザルモノトス

反之又悲觀說モ不可知說モ理由アルモノニアラズ或ル論者ハ如何ナル租税モ其ノ終局ノ結果ハ豫見スルコト能ハザルモノナルガ故ニ一定ノ方針ニ依ル租税制度ヲ立ツルハ無用ナリト論ズト雖其ノ絶望セル態度ノ誤レルハ既ニ之ヲ論ジタリ成ル程直接税ト間接税トノ區別ハ所謂直接税ノ多數ガ所謂間接税ト同一方法ニ依リテ他ニ轉帳スルガ故ニ大ニ其ノ價值ヲ減ジタリ而シテ日常ノ談話ニ於ケル直接税ト間接税トノ區別ハ亦實際ニ於テ立法者ノ胸中ニ存シ立法者ハ第一次ノ納税者ヲシテ負擔セシメント欲スルモノヲ直接税トシ第一次ノ納税者以外ノ何人カニ負擔セシメント欲スルモノヲ間接税トスト雖而モ立法者ノ此ノ計畫ハ實際ノ結果ト一致セザルガ故ニ吾人ハ其ノ用語ヲ變更スルカ然ラザレバ今日ニア

リテハ二者ノ區別ハ殆ンド其ノ價值ナシトスルコト已ムヲ得ザル所ナリ租税ガ單ニ直接税ト稱セラルル事實ノミニテハ其ノ轉帳セザルコトヲ示スモノニアラザルト同時ニ前來ノ研究ニヨレバ一般ノ趨勢ハ明カニ一定セルモノアルガ如シ租税轉嫁ノ一般趨勢トハ何ゾヤ吾人ハ便宜上之ヲ四項ニ分類シテ述ベントス

第一、總テノ課税物體ハ之ヲ財產ノ點ヨリ觀察スルヲ得又收入ノ點ヨリ觀察スルヲ得今財產ノ點ヨリ見ルトキハ收入ヲ生ズル財產ニ不均一ニ課税スルカ又ハ或ル種類ノ財產ニ限リテ課税スルトキハ之ノ租税ハ社會全般ノ負擔ニモ歸セス又將來ノ所有者ノ負擔ニモ歸セズ只ダ租税ヲ賦課セラレタル時ノ所有者ノ負擔ニ歸スルコトヲ見タリ資本還元說ハ或ル種類ノ財產ガ課税セラレ又ハ現行税率ガ變更セラルルトキハ常ニ其ノ作用ヲ現ハシ此等ノ場合ニハ其ノ租税ハ前轉スルコトナク其ノ結果ハ善惡トモニ其ノ當時ノ所有者ニ歸スルモノタリ資本還元說ハ收入ヲ生ズル財產ニ不均一ニ課税セラルルトキハ不均一課税ノ弊害ヲ倍加シ若シ負擔ノ終局ノ均一生ジ得トセバ不幸ナル現在所有者ガ其ノ不公平ノ負擔ヲ支拂フコトニヨリテノミ生ズルモノナルヲ教フ

第二、課税物體ヲ收入ノ點ヨリ見ルトキハ課セラレタル租税ガ必ズ其ノ者ノ負擔ニ歸スルモノ二種アリ即チ經濟上ノ地代及純益是ナリ若シ兩者ヲ包含スル語ヲ用ユルヲ便トセバ經濟上ノ剩餘ト稱スベシ此ノ剩餘ニ課スル租税ハ決シテ他ニ轉帳スルコトナシ剩餘ハ生産費ノ一部ヲ成スモノニアラズシテ生産ノ行程ノ終了シタル後生スル結果ナレバナリ故ニ相續贈與投機ニ依ル收得等ハ剩餘ノ一部純益ノ一部ナルヲ以テ之等ニ對スル租税ハ決シテ轉帳スルモノニアラズ若シ經濟上ノ地代及純益ノミニヨリテ其ノ收入ヲ成ス階級アルトキハ立法者ハ租税ヲ直接ニ又ハ間接ニ納メシメントスル一般ノ政策ニ從ヒテ此等ノ階級ヲ他ト分離シテ或ハ課税外トシ或ハ課税スルコトヲ得ベシ

第三、之等ノ外總テノ租税ハ生産費ノ一部ヲ成スヲ以テ終ニ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルマデハ轉帳スルノ傾ヲ有ス故ニ租税ハ純益ノミニ課シ又ハ貨物ニ對シ課税スベシトノ結論ニ到達スベシ——而シテ貨物ニ課スルトキハ幾多ノ徑路ヲ經テ純益ノ負擔ニ歸スベキモ純益收得者ハ之ヲ知ルコトナシ又勞銀ニ對スル租税ハ生産費ノ一部ト見ルコトヲ得從テ斯ノ租税ハ勞銀ノ負擔トナラズシテ純

益ニ轉嫁セラルベシ

此ノ結論ハ先ニ「絶對理論」ノ章ニ於テ論シタルト同一ノ原理ニ基クモノニシテ資本及勞力ハ完全ニ移動シ得經濟的人(economic man)ガ統治スル孤立ノ社會ニアリテノミ始メテ眞理タリ得ベキモノニシテ社會ノ實際ニ於テハ斯ノ如キ傾向ハ經濟上ノ摩擦ト稱スベキ反對ノ傾向ニヨリテ障害セララル土地ニ課スル租税ハ國際間ノ關係ト土地ニ投ジタル資本ノ移動絶對ニ不可能ナルトニ依リ納税者ノ負擔ニ歸シ他ニ移轉セサルノ傾向ヲ示シ勞銀ニ課スル租税ハ其ノ賦課如何ニ巧妙ナルモ勞働者ノ生活ノ標準ヲ高上セシムルコトナク寧ロ之ヲ低下セシムル結果ヲ呈シ家屋賃借者ニ課スル租税ハ家屋所有者ノ負擔ニ歸スルコト必ズベカラズ其ノ他既ニ論シタル所ノ如シ

第四、然リト雖吾人ハ收入ノ種類ト社會上ノ階級トハ之ヲ區別スルヲ要ス經濟上ノ剩餘純地代及純益ハ或ル特定人ノ全收入ヲ意味スルモ他人ノ收入ハ毫厘ダモ意味モルモノニアラズ吾人ノ既ニ指示シタル如ク租税ガ一階級ヨリ他ノ階級ニ轉帳セラルルトノ事實ノミニテハ租税ハ一階級ノ各個人ヲ甚ダ不均一ニ壓

迫セザルコトヲ示スモノニアラズ故ニ吾人ノ觀察點ヲ社會上ノ階級ヨリ個人ニ變更シテ觀察スルトキハ間接稅ガ結局社會ノ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルヲ理由トシテ之ヲ最良ノ租稅ナリトナスノ說ヲ認ムルヲ能ハザルニ至ル何トナレバ間接稅ガ經濟上ノ剩餘ノ負擔ニ歸スルハ個人ノ生産的消費ヲ經テ始メテ然ルナリ即チ生産者ト消費者トノ關係ヲ再ビ起スベキ消費ヲ經テ然ルナリ然レドモ既ニ示シタル如ク總テノ消費ハ盡ク生産的消費ニアラズ一般ノ消費ニ課稅スルトキハ何レノ社會階級ニアリテモ財產比較的ニ少クシテ勤勞收入比較的多キ者ニ一層重ク課セラルルモノナルヲ以テ課稅ノ標準トシテハ消費ハ最モ不公平ノモノナリトス

故ヲ以テ轉嫁論ノ立法者ニ與フル注意ハ課稅ノ結果ヲ稍正確ニ豫見シ得ル租稅ヲ選擇スベシト云フニアリ即チ殆ンド轉帳スルコトナカルベキ租稅ヲ採用スルカ或ハ又之ト反對ニ全部轉帳セラルヘキ租稅ヲ採用スルニアリ前者ハ獨占純益相續又ハ一定ノ形式ヲ有スル財產及所得ニ課スル租稅ヲ包含シ後者ハ輸入稅ノ形式ヲ取レル商品稅或ル種ノ消費稅及免許稅又ハ總收入ニ課スル會社稅ヲ包含

ス立法者ニシテ社會上ノ或ル階級ニ直接ニ負擔セシメント欲セバ前者ニ屬スル租稅ヲ採用スベク若シ識ラズ識ラズノ間ニ租稅ヲ負擔セシメント欲セバ後者ニ屬スル租稅ヲ採用スルヲ要ス而シテ其ノ何レカニ屬スル一種ノ租稅ニシテ國家ノ經費ヲ支フルニ充分ナラサルトキハ立法者ハ其ノ轉嫁スルヤ否ヤ不確實ニシテ立法者ノ意思ガ稅法實施ノ曉ニハ實現セラレサル租稅ニ依ルノ已ムナキニ至ルコトハ往々實驗スルガ如シ

故ニ租稅轉嫁ノ原則ハ租稅制度ノ計畫ニアリテハ重要ナルモノナリト雖決シテ最後ノ忠言ヲ爲スモノニアラズ轉嫁アルガ爲メニ租稅ノ公正及平等ノ原則ハ不必要トナルモノニアラズ轉嫁ニ關スル樂觀說モ悲觀說モ又不可知說モ既ニ主張スルコト能ハズ財政ノ研究者ハ豫定シタル絶對法則ノ自働作用ニ依頼スルコトナク衡平課稅ノ法則ヲ研究シ經濟上ノ公正ノ原則ノ要求ヲ充タス公收入ヲ撰定スルニ努ムルヲ要ス而シテ其ノ之ヲ爲スヤ轉嫁ノ原則ノ指導ヲ待タザルベカラズ此ノ指導ニヨリテノミ正當ニ決定セララルルヲ得ベシ故ニ租稅轉嫁ノ法則ハ經濟上ノ公正ノ原則ノ研究ヲ補助スルモノニシテ決シテ之ニ替ルモノニアラズ彼

3330
2

ノ轉嫁論ハ財政學ニ對シ最上級ノ天使ニアラズ又最上ノ惡魔ニモアラズト云ヘ
ルハ當ヲ得タルモノトス

三八〇

租稅轉嫁論終

明治四十二年五月十五日印刷
明治四十二年五月十八日發行

定價金壹圓貳拾錢

譯者 關口健一郎

發行者 大橋新太郎
東京市日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 石川金太郎
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 英舍
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

租稅轉嫁論



發兌元

東京市日本橋區本町三丁目
振替貯金口座第二百四十番

博文館

7063

◎帝國百科全書中政治法律經濟書類

各編洋裝菊判 紙數一冊三百頁以上

定價 並製一冊金四拾錢 郵税金八錢
特製一冊金五拾五錢 郵税金拾錢

東京市日本橋區本町

博文館發行

振替貯金口座二百四十番

政治學

法學士 南 弘君編述

本書は政府の基礎的原則と其政府が企圖し、劃策すべき實際的行動の方針を明白ならしむべき特殊の觀察を以て編せり、故に其論ずる所務めて偏執の空論を避け、全然道理と經驗とによりて有用の構成的政略を提示し、精確の譯釋健の文讀者をして容易に政治學の何たるを了解せしむ

政治史

法學士 森山守次君著

近時我邦史學の研鑽頗に勃興し其書半に汗し棟に充つ然も政治的活動を論じて天下の治亂興廢の因て來る所を明にしたるもの少し森山法學士風に茲に意あり此書筆を十九世紀に起し専ら力を最近政史に用ひ事實の精確と議論の明晰とを期すること大なり天下の政治家たるもの豈一本を座右に備へずして可ならんや

政治學史

法學士 津田欽一郎君著

政治學史の編述は學者の最大難事なるを以て學術の淵藪たる歐米にすら未だ其良著あるを見ず我國に一部の政治學史を出さざる亦怪しむに足らざるなり本書の著者我館の需に應じて此至難の事業に従ひ幸先遂に其稿を脱す要を提げ玄を鉤し繁簡布置其宜を得たるは著者の最も勞せし所にして而して又讀者の非常に便宜を感ずる所たり加ふるに筆力雄健文に彩あり字に味あり讀み去り讀み來り興趣湧くが如し志士の座右一本を缺くべからず

政治汎論

法學士 永井惟直君著

著者永井法學士、嶄新の學理と精密なる考證とを以て、近世の諸大國に涉りて、其政治制度を研究し、以て此書を著せり。書中載する所、世界各國制度の沿革より、現行の憲法、行政法、地方制度に及び、細大漏すなく、然かも記事簡潔、論評犀利、實に座右に缺くべからざる良冊なり。

日本帝國憲法論

法學士 田中次郎君著

本書は第一編に於て憲法原理の概念を詳にし、第二編に於て各條を講じ、而して毎章更に緒論を設け各條に精神、釋義、解釋の三を置き、以て充分に立法の趣旨を明かにせり。世の爲政治家たり、政治家たる者は勿論、受験學生の一度之を繙かば、大に得る所あるべきを信ず。

議會及政黨論

法學士 菊池學而君著

▲緒論○第一章 國家の觀念○第二章 統治權又は主權○第三章 國體及政體▲第一編 帝國議會○第一章 總論○第二章 議會制度の沿革○第三章 議會の性質及び國法上の地位○第四章 議會の組織○第五章 議會の職權▲第二編 ○第一章 選舉○第二章 少數代表○第三章 選舉の方法▲第三編 ○第一章 總論○第二章 政黨の目的○第三章 政黨内閣論

國家學

法學士 南 弘君著

世間國家を談ずるもの多きも、國家の何物たるを知らざるもの滔々皆是なり、眞の政治は國家觀念の精確なるものに非ずんば之を了解する能はず眞の愛國心は亦國家の意義及其組織を十分に會得するより生ず本書は之が源義を極め國家の意義及其組織を實地國政に參與せらるる、南内閣書記官の編述に係るものなれば一般讀者に了解の便を興ふること言ふ俟たず

國法學

岸崎法學士 中村法學士 著

▲緒論○第一編 國法學の意義○第二編 國法の淵源▲第一編 國家の組織○第一編 統治權○第二編 領土○第三編 臣民○第四編 國家の機關▲第二卷 國家の機關○第一編 政府○第二編 國會○第三編 裁判所▲第三卷 國家の機能○第一編 立法○第二編 行政○第三編 司法▲第四卷 國家の連結○第一編 事實上の連結○第二編 國際法上の連結○第三編 國法上の連結

日本法制史

文學士 三浦菊太郎君著

上下二千五百年、萬世一系の皇室を戴く、世界無比の帝國が其國を統治する法制は、また必ず宇内に卓絶せる特色なかるべからず。列聖愛民の慈仁と、億兆忠君の至誠とは、秀絶なる國體を組織したる古來の法制に原つく、而して未だ之を詳述したる書無し、之あるは實に日本法制史に始まる、歴代法制の變遷沿革之を掌に賭るが如し

支那法制史

文學士 淺井虎夫君著

今や支那に對する各種の調査日進月歩するも獨り法律の發達に關する研究に基だ疎なり蓋し本邦古代の法制は多く支那より出づるを知つて而も其關係如何を知らず遂に其母例を極める結果誤解を敢てして毫も顧みざるに因るなり是れ著者か研鑽の傍り書を編せられし所以なり讀者之によりて彼の國民の特性を知り之を日本古代法制に比し更に歐洲の法制に對比し其長短得失を究め得ば他日有爲の活動に資する大なるべし

政治地理學

法學士 山本信博君著

本書は筆を國家の觀念に起し以下國家の種類、政體、君主、國務大臣、議會、司法、財政、軍務、教育、人口、屬地等の各章を設け其各題目の下に於て各國に關し明細なる記述をなし且つ筆端遒邁る所國法學、政治學、財稅學、經濟學、行政法學、國際法學等の論議を試みたるものにして、僅々三百有餘頁の小冊子に過ぎずと雖も、亦以て地球上に於ける人文の配布を描寫したる一大地書たり。

國際公法

北條 法學士 熊谷 法學士 著

國際公法は、國際上の條規を定むるものなり、凡そ國の交はる、平時に將た戰時に、皆條規に依違せざるべからず。此書は簡潔なる筆を以て、複雑なる條規の解剖に従ひ、微妙の法理を發現せるもの、帝國臣民は國際公法の良顧問を得たるを祝して、之を歡迎せざるべからざるなり。

國際私法

法學士 中村太郎君著

内地雜居の制行はれてより外人の内地に來るもの、邦人の外國に赴くもの、日を逐ふて頻繁となり隨て彼我交涉問題亦昔日の比に非ず、今にして之を研究する急務にあらずとせんや、本書是等諸問題を捉へて説明すること丁寧親切類書中其比を見ずといふも敢て過言にあらざるなり。

最近外交史

法學士 原田豊次郎君著

目次○維納列國會議○神聖同盟○反動時代○希臘の獨立○クリミア戦争○伊太利統一○普佛戦争○普奧戦争○露土戦争○柏林列國會議○三國同盟○露佛同盟○中世亞細亞問題○西米戦争の合衆國○獨立殖民政策○歐洲國際の新局面○日清戦争○日清戦役後の韓國問題○全上清國問題○最近東亞問題

行政法汎論

法學士 小原新三君著

著者は現に立法及び行政の二要素に在り且つ行政法に關し教鞭を私立學校に取らるゝもの數年夙に博識にして見地の卓抜なるを以て名あり而して文章は先生の最も得意とせらるゝ所本書の行政法を論ずるは恰も快刀亂麻を斷するが如きものあり學者及實際家の志を行政法の研究に寄せらるゝ士の苟も一讀せざるべからざる長著なり。

行政法各論

法學士 小原新三君著

本書は行政法汎論の著に次て著者が稿を起されたるものにして各部行政上の活動に關するあらゆる一切の法理はすべて最新行政法學上の見地に依り從横に論斷し解説し以て法の精神を闡明せり著者の行政法學上に於ける學識と見識とに關しては世既に定評あり苟も我行政の實體と理論とを知らんと欲せらるゝ士は一本を座右に備へられたし。

行政裁判法論

法學士 小林魁郎君著

行政訴訟行政裁判制度の確定は法治國主義の實行にして現時國家の目的なりといふも過言に非ず我國亦法制上治國の觀念は現實の制度となり行政の區域に於て私法と同じく臣民が自立自存の權能を主張するを得るに至れり著者茲に見る所あり行政裁判に關する學理を闡明して本書を公にす。

議院法提要

法學士 工藤重義君著

法學士工藤重義君議院法に精通するを以て名あり而して職を衆議院に奉すること多年其運用に於て得る所少しとせず今其得たる實驗と其學へる學理とによりて著せる者本書と爲す學理實際二つながら其淵奥を發揮して遺憾なく且つ參照歐米二十有餘國の議院法に及びて知名の學說は皆網羅することを怠らざるなり一般人士の一讀に價するは固より職に議院に在るの士は座右必ず一本を欠く可からず。

都市經營論

法學士 矢田七太郎君著

我國自治制を布かれてより年を経ること少しと爲さざるなり然るに其發達の遅々たる憤慨に償するものあり是れ豈に人の之が攻究を怠るに因るなきを得ん乎矢田法學士多年思を此研鑽に潜め而して今此著あり其説く所を見るに序次整然説明親切或は範圍歐米に取り或は缺點を現制の中に搜り能く都市經營に就ての要項を説き盡して餘蘊なし就中都市改良に關する所最も見るべしとなす自治制の下に生れて其善政に浴せんと欲する士は必ず一讀を怠るべからず。

刑事訴訟法論

法學士 溝淵孝雄君著

訴訟の勝敗は主張の曲直に於けるよりも手續に通ぜざると否とに關すること頗る大なり著者多年大學に在りて斯學の研鑽に勉め而も今は檢察の要職に在り身親しく斯道の運用に當る人の複雑の規定を説くに簡潔の筆を以てし議論明確序次整然刑事訴訟法の規定する手續は巻を展べて直に知悉するを得べし。

法理學

法學士 丸山長渡君著

人情風俗の異同に依り法律制度を異にするの要あるは止を得ざるも、彼の原理原則に至つては、猶ほ羅針盤の一定の方向に於けるが如く、一にせざるべからず。著者多年大學にありて斯學の奧義を極め、本書を著はして法理の何物たるを詳述せらるゝ、文義明晰、博搜精到、斯學研究者に裨益を與ふる、蓋し至大なりと謂ふべし。

法律汎論

法學士 熊谷直太君著

苟も國民たる者は職業の如何を問はず安全に國民生活を爲さんと欲せば先づ法律の大體に通曉せざるべからず然れども法律の範圍の浩汎なる専門家にあらざんば能はざるなり。本書は熊谷法學士が此目的を達せんが爲に多年研鑽の餘著はされたるものにして最も適切なるものなり故に之を讀む人は容易に法律の大體觀念に通ずるを得ると同時に其主要なる法律の精神梗概を了知せらるべし。

法制經濟概論

法學士 大原彌一郎君著

由來法律經濟の學は獨り專門家の修むべきものとして一般國民の念頭に置く事甚だ輕きも世運の進歩は愈々法律關係の繁きを加ふれば法治國民の大に注意を要せざるべからざる所なり是を以て文部省は曩きに中學校に法制經濟の兩科を加へて國民普通知識の一環となす本書は即ち是れが趣旨に從ひて簡明なる通俗の旨とし我國に於ける法律制度及び經濟思想を説明したる刻下必讀の要書たり

經濟政策概論

法學士 守屋源次郎君著

人として經濟學に關する大體の知識の缺く可らざるは疑を容れず、許多の經濟學は此目的に向て供給せらるるは疑を容れ原理、若くは純經濟に關するもの止まり一般經濟政策を論じたる者なきは一缺點と謂はざるべからず、蓋し經濟政策を總論に筆を起して貨幣、銀行、運輸、農業、工業、商業、殖民及社會政策に説き及ぼし、各種の經濟方面に涉りて其政策を編すること懇切なり

最新統計學

法學士 夏秋龜一君著

秩序的社會の事物を解釋するには自ら具體的頭腦を以て緻密なる調査著書の汗牛充棟世に出るに今日に必要なる統計學なり而して其書の公にせられざるは夙に識者の遺憾とする所なり夏秋法學士之流麗の筆、最新統計學を著はして此需用に應じんとす、其大綱を説盡して肯綮に申る

財世學

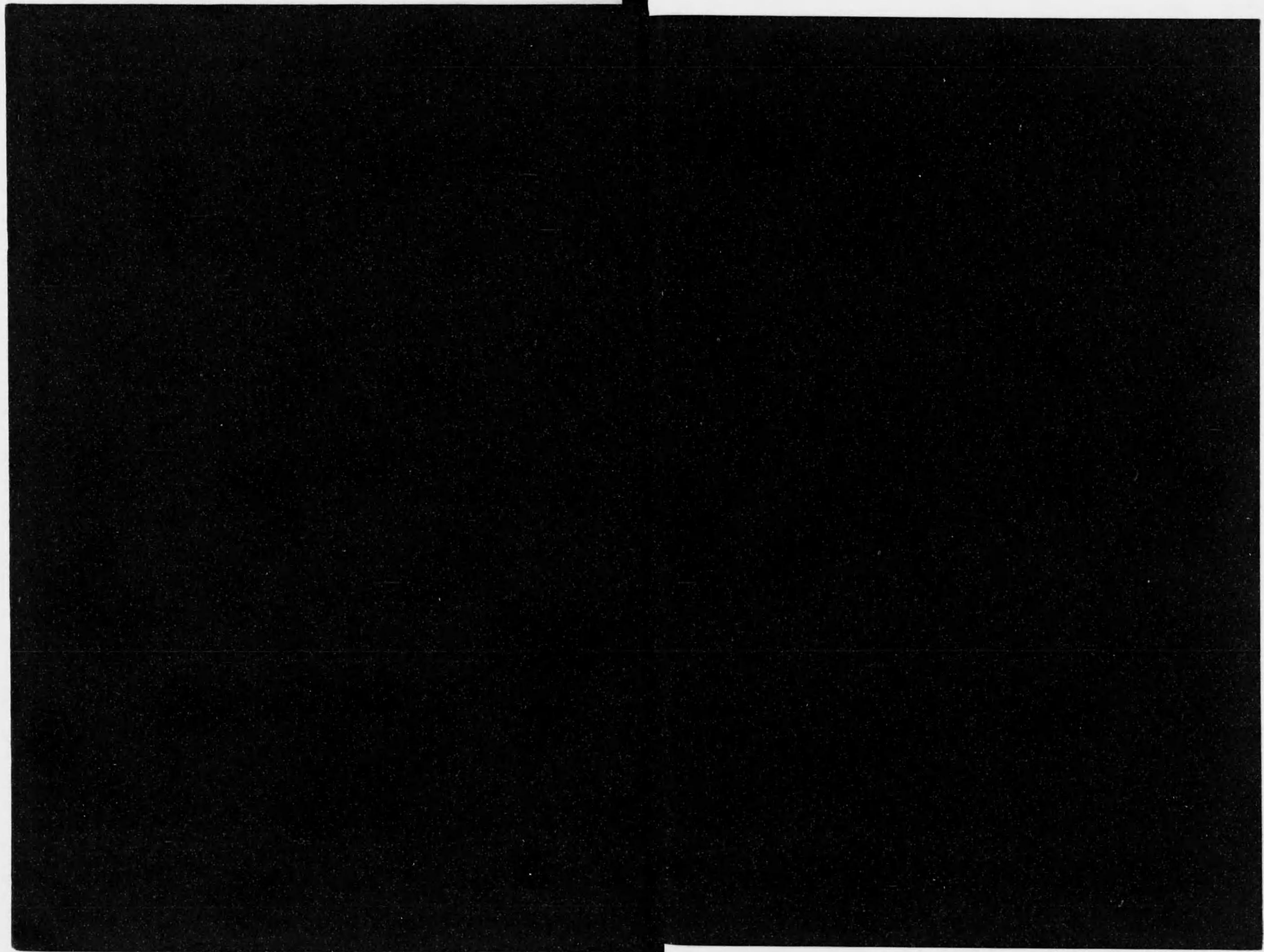
法學士 笹川潔君著

財政整理の難き政府當局者も貴衆兩院議員も不斷最も頭を悩ましむるもの實に此にあり、國民の最も休戚を感ずるの深きもまた此にあり、唯財政の難は人皆之を口にするも能く上下を満足せしむるの大經綸を策する者なきは畢竟財政の學理に通ぜざるに由る、故に方今國家の經綸上、朝野ともに養成すべき者は財政の智識なり、本書の著者多年財政經濟の學を專攻し、東西名流の所説を涉獵して此書を成す、其の當世の國民智識に裨益する蓋し至大なるものあり

金融論

法學士 佐々木祐太郎君著

第一編 金融の原理
◎總論 ◎國庫金の收支 ◎國庫の組織、公債、租稅 ◎國際貸借關係 ◎國際貸借關係以外の原因による國際貸借關係 ◎國際貸借關係の因放上に要する資金 ◎支拂期 ◎通貨の増減 ◎地價及有價證券相場の騰落
第二編 金融に附隨の現象
◎金利 ◎正貨の出入 ◎有價證券相場の騰落 ◎恐慌 ◎銀行の破綻
第三編 金融の機關
◎銀行 ◎手形 ◎買入人及「デスカウント、ハクス」(總論、手形仲買人及「デスカウント、ハクス」の資金、其資金の使用並に準備金外一項) ◎信託會社 ◎手形交換所(交換所の性質並に其救濟聯盟、萬國手形交換所、我國に於ける交換所の沿革) ◎金融
第四編 金融の手段
◎貨幣(硬貨、紙幣外一項) ◎手形 ◎小切手(四項)
第五編 明治二十三年以降我國に於ける金融概見



終